

令和3年度2月補正予算(追加) 一般会計補正予算(第13号)の概要

1 会計別補正予算額 1

2 主要事業

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金対象外世帯に

対する独自給付・・・ 1

(2) 保育士等の処遇改善 2

① 保育士・放課後児童支援員等の処遇改善

② 養護老人ホーム職員の処遇改善



1 会計別補正予算額

◇ 一般会計

・令和3年度一般会計補正予算（第13号）

補正額：2億4,742万7千円 補正後予算額：591億4,582万9千円

2 主要事業

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金対象外世帯に対する独自給付

子育て世帯への臨時特別給付金(その他世帯分)給付事業

2億2,600万2千円

- 1 現状** 子育て世帯への臨時特別給付金（以下、「給付金」という。）について、国が示す基準では、所得制限により対象外となっている世帯等がある。
- 2 内容** 所得制限により給付の対象外となっている世帯や、令和3年9月以降にDVを理由とした避難等により、養育者でない保護者が給付対象となり、給付金を受け取れない世帯を対象として、市独自に18歳以下の子ども(※)1人当たり10万円の臨時特別給付金を給付する。
- 3 効果** 国が示す基準では給付の対象外となっている子育て世帯への支援を行うことができる。

※ 平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

2 主要事業

(2) 保育士等の処遇改善

① 保育士・放課後児童支援員等の処遇改善

私立保育所等補助事業

放課後児童健全育成事業

2,057万8千円

- 1 現状** 国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施することとされた。
- 2 内容** 私立保育所等の保育士等については、令和4年2月及び3月分の賃金の引上げによる処遇改善を行う事業所に対して、処遇改善相当額(※)を補助する。
また、放課後児童支援員等については、令和4年2月及び3月分の賃金の引上げによる処遇改善を行う事業所に対して、処遇改善相当額を委託料に上乗せする。
- 3 効果** 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士や放課後児童支援員等の処遇改善が図られる。

※ 国の定める要綱に基づき、各保育所等における地域区分、定員区分、年齢区分により算出した額

② 養護老人ホーム職員の処遇改善

老人ホーム入所者措置事業

偕楽荘管理運営事業

34万7千円

- 1 現状 国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施することとされたが、養護老人ホームの職員については、対象外とされている。
- 2 内容 久喜市による措置入所者が入所する養護老人ホームを運営する事業所のうち、令和4年2月及び3月分の賃金の引上げによる処遇改善を行う、偕楽荘を運営する事業所等に対して、市独自に処遇改善相当額を委託料に上乗せする。
- 3 効果 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員と業務内容が類似している、偕楽荘等の養護老人ホームの職員についても処遇改善が図られる。